

社会福祉法人助成事業
申込は1法人「原則1物件」について

複数の事業所を持つ社会福祉法人でも、「社会福祉法人助成事業」にお申込みいただけるのは、1事業所からの原則1物件です。

車輛について

お申込みいただけるのは1台です（利用者の安全上必要なオプション・付属品は含めて可）。

建物（新築、改修、増改築）について

お申込みいただけるのは原則1物件です。

使用目的が異なる建物をまとめて申込むことはできません。ただし、1つの限定的な目的を果たすため、複数棟での建設が不可欠な場合に限り申込みを認めます。

<申込可の例>

- ・ 椎茸栽培用ビニールハウス3棟
- ・ 牛舎2棟
- ・ 一体の建物として使用するプレハブ3連棟

<申込不可の例>

- ・ 作業棟と休憩棟（別々の建物）
- ・ 福祉農園内で使用する様々な建物をまとめて申込む

機器等について

お申込みいただけるのは原則1物件です（本体の付属品は含めて可）。

ただし、セットでないと1つの限定的な機能を果たせないものについては、最低限必要な点数に絞った上で、自助努力による費用負担が困難な場合に限り、複数での申込みを認めます。本体の付属品を除き、10万円以下の機器は助成対象外です。

<申込可の例>

- ・ 洗濯機と乾燥機
- ・ コールシステム
- ・ ベッドの入替え
- ・ 給食用の調理器具一式のうち、製パンに必要な複数の機器から3点にまで絞ったもの

<申込不可の例>

- ・ 給食用の調理器具一式をまとめて申込む
- ・ ロッカー、机と椅子、カーテン等の備品類

以上